

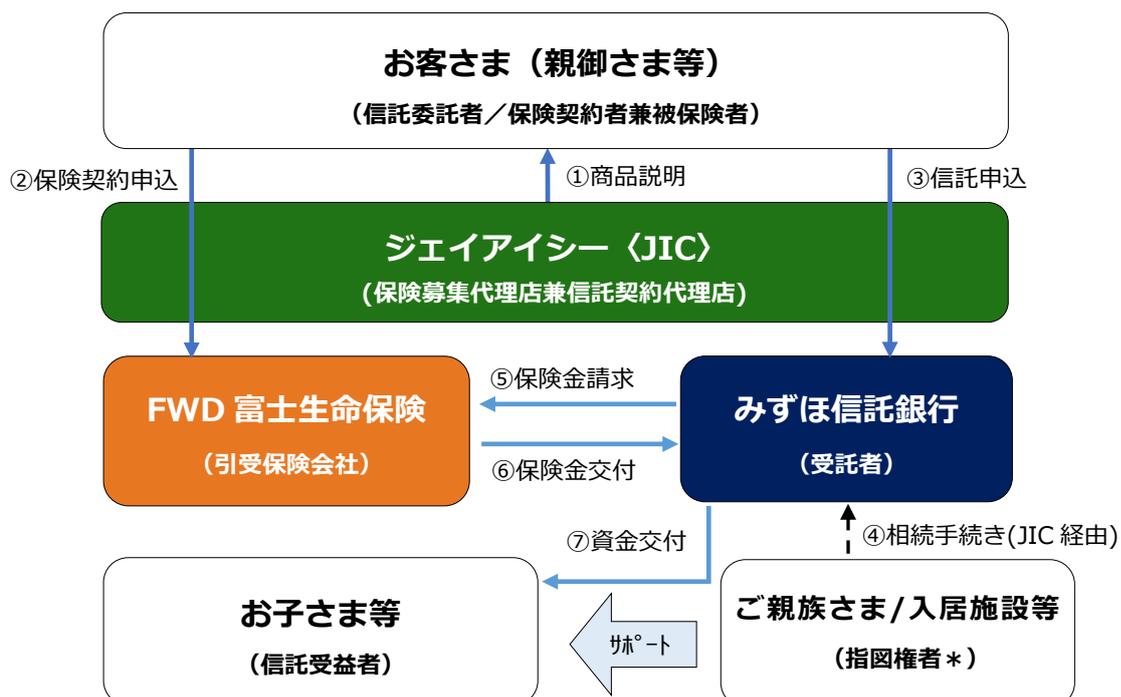
『生命保険信託（未来あんしんサポート型）』の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛徹夫、以下「みずほ信託銀行」）、FWD富士生命保険株式会社（代表取締役社長兼CEO：友野紀夫、以下「FWD富士生命」）および株式会社ジェイアイシー（代表取締役：渡辺俊彦、以下「JIC」）は、『生命保険信託（未来あんしんサポート型）』を共同開発し、2017年12月1日より取り扱いを開始します。

『生命保険信託（未来あんしんサポート型）』は、主に障がいを持つお子さまの親御さまが保険契約者となり、親御さまがお亡くなりになられた場合のお子さまの計画的な保険金受け取りをサポートする商品です。

本商品では、JICがみずほ信託銀行の信託契約代理店およびFWD富士生命の保険募集代理店として販売又は募集を行い、みずほ信託銀行が親御さま（委託者/保険契約者）と生命保険信託契約を締結し、死亡保険金請求権をお預かりします。親御さま（委託者/保険契約者）がお亡くなりになった際、みずほ信託銀行はFWD富士生命から死亡保険金を受け取り、親御さまやご親族さま等（指図権者）が指定した条件に基づき、お子さま（受益者）に保険金を分割交付します。

<『生命保険信託（未来あんしんサポート型）』の仕組み図>



本商品では、お客さまの利便性向上のため、従来の生命保険信託では不可としていた、お子さまの生活をサポートする入居施設等を財産管理の「指図権者」に指定することを可能にしました（図の*印）。

みずほ信託銀行、FWD富士生命及びJICの3社は、本商品の取り扱いを含め、各種付帯サービスを提供する「未来あんしんサポート」（<ご参考>参照）の取り組みを通じ、今後も障がいを持つお子さまやそのご家族のみなさまに寄り添った商品・サービスをご提供していきます。

■ 『生命保険信託（未来あんしんサポート型）』の概要

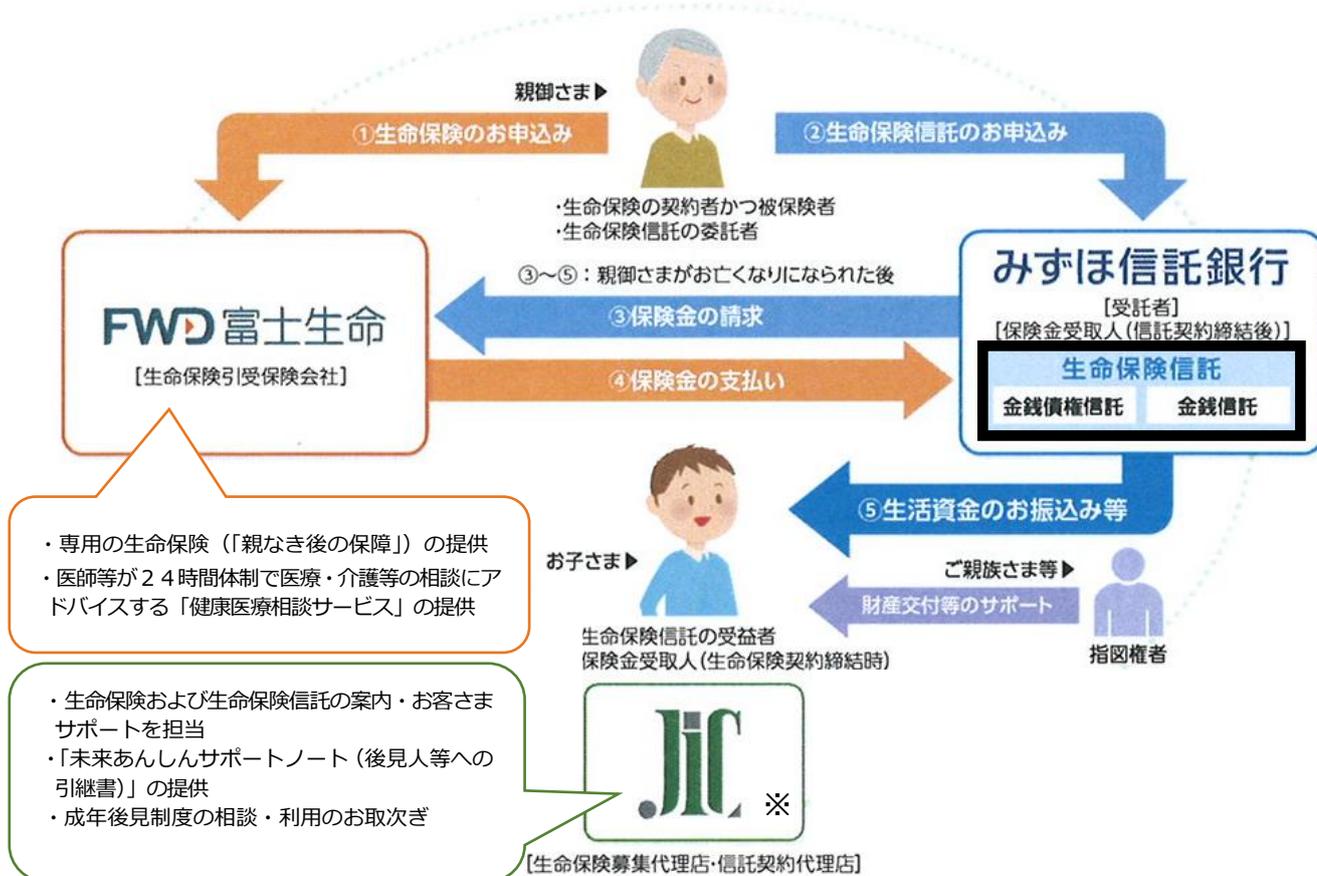
| | |
|---------|--|
| 1. 商品名 | 生命保険信託（未来あんしんサポート型） |
| 2. 委託者 | FWD富士生命の生命保険契約者兼被保険者である個人のお客さま |
| 3. 受益者 | 原則委託者の配偶者または二親等以内の血族である個人のお客さま |
| 4. 指図権者 | 信託契約に基づき、受益者のために受託者との間で信託財産の交付方法の変更や一部払出等の各種手続きを行う個人又は法人（受益者の入居施設を運営する法人等） |
| 5. 販売会社 | JICは、みずほ信託銀行の信託契約代理店として、親御さまとの間で商品説明および申込書類の受付等を行い、受託者への取次ぎ（媒介）を行う |
| 6. 受託金額 | 当初予定死亡保険金額は原則 200 万円以上 |
| 7. 信託報酬 | 【当初信託契約時】 16,200 円（税抜 15,000 円） 【委託者の相続発生後】 金銭信託設定時：受領した死亡保険金に対し 2.16%（税抜 2.00%） （死亡保険金一括受領時：108,000 円（税抜 100,000 円） 管理信託報酬：年額 21,600 円（税抜 20,000 円） |

以上

<ご参考>

「未来あんしんサポート」について

「未来あんしんサポート」とは、知的障がい等の障がいを持つお子さまの“親なきあと”に対して、ご本人およびそのご家族をサポートすることを目的として、みずほ信託銀行、FWD富士生命、JICの3社が共同して提供する一連のサービス。障がいを持つお子さまおよびそのご家族に長年寄り添ってきた経験を持つJICが中心となってプロデュースし、みずほ信託銀行は信託機能を提供し、FWD富士生命は生命保険機能および「健康医療相談サービス」等の提供を行います。



※株式会社ジェイアイシー（FWD富士生命保険の保険代理店・みずほ信託銀行の信託契約代理店）

保険代理店として創業以来30年にわたり知的障がい者・自閉症者（以下「障がい者等」）向けの専用保険を取扱っています。知的障がい・自閉症など障がい者を支える団体、社会福祉法人と連携して障がい者等向け専用保険を販売し、東日本地域を中心として約8万名の障がい者等とその家族をサポートしています。ホームページアドレス：www.jicgroup.co.jp/index.html